

平成 30 年 7 月豪雨災害による障害の認定基準

1 趣旨

平成 30 年 7 月豪雨災害（以下「災害」という。）の被災者に対し、災害障害見舞金を支給するにあたって、災害と関連のある障害の認定に必要な事項を定める。

2 平成 30 年 7 月豪雨災害関連死認定基準の準用

災害のため障害を負ったとする申出に係る認定にあたって、平成 30 年 7 月豪雨災害関連死認定基準の定めを準用する。

3 災害による心理的負荷による精神障害の認定

災害と関連のある障害のうち、災害による心理的負荷を受けて精神障害を負った（悪化した）とする申出について、次の(1)～(4)まで全ての要件を満たす場合には、重度の精神障害が残ったものとして取り扱う。

なお、市町村長が診断の都度指定する専門医（以下「指定医」という。）の診断書や関係者からの調書内容、その他の情報から得られた認定事実により、医学的に判断されるものであること。

(1) 災害により重度の精神障害の状態となったこと。

災害により、次の①～③に例示する強い心理的負荷を受けたことなどから、重度の精神障害となり、その症状が固定（初診日から 6 か月を経過した日以降における症状で、まだ治っていないが、障害が永続することが明らかであり、医学的にみてそれ以上の回復が望めないと判断される状態）していること。

① 重度の病気やケガをした。

② 自らの死を予感させる事故等を体験した。

③ その他、強い心理的負担と認められるもの

(2) 災害後に、精神障害が発病又は自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められること。

(3) 前述の(1)又は(2)の精神障害は、国際疾病分類第 10 回修正版（ICD-10（2013 年版））の「第 V 章 精神及び行動の障害」に分類される精神障害であること。

(4) 常に介護を要することを指定医による「「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」による証明」（別添）に基づき確認するとともに、次の①～⑤のいずれかに該当する状態であること。

① 重度の精神障害者

「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）における「別表第一医科診療報酬点数表」中の「第 8 部第 1 節精神科専門療料」中の区分 I001「2 入院精神療法（Ⅱ）」注 2 に定めがある「重度の精神障害である患者」に該当する状態（何らかの行動制限を受けていること）であること。

② 障害年金等 1 級の該当者

次のいずれかに該当する者であること。

ア 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 30 条第 2 項にいう「障害等級 1 級」

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項にいう「障害等級 1 級」

ウ 労働者災害補償保険法第 15 条第 1 項第 2 号別表第一に定めのある障害補償年金の「障

害等級第 1 級」該当する障害であること。

③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定めがあり、精神障害者保健福祉手帳に記載する「障害等級 1 級」に該当すること。

④ 認知症高齢者

次のいずれにも該当すること。

ア 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」（平成 5 年 10 月 26 日老健第 135 号厚生省老人保健福祉局長通知「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」別添であって、最終改正後のもの）のランクⅣ又はMに該当すること。

イ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項第 4 号にいう要介護 4 又は同条同項第 5 号にいう要介護 5 の状態であること。

⑤ 精神障害のある子ども

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 2 条第 5 項にいう「障害等級 1 級」であること。

4 精神障害と災害との因果関係

「心理的負荷による精神障害の認定基準」（平成 23 年 12 月 26 日付基発 1226 第 1 号厚生労働省労働基準局長通知別添であって、最終改正後のもの）の別表 2 を参照し、災害以外の心理的負荷及び個体側要因により精神障害をおったと認められる場合は、災害と障害との「相当因果関係がない」と判断する。

5 適用日

この基準は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

別添（３（４）関係）

「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」による証明

対象者氏名（ ）

第１表、第２表とも該当するものに○をつけてください。

第１表

状態 事項	１ 自分で可	２ 一部介助	３ 全部介助
イ 歩行	・杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける	・付添いが手や肩を貸せば歩ける	・歩行不可能
ロ 排泄	・自分で昼夜とも便所ができる ・自分で昼は便所、夜は簡易便器を使っている	・介助があれば簡易便器でできる ・夜間はおむつを使用している	・常時おむつを使用している
ハ 食事	・スプーン等を使用すれば自分で食事ができる	・スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる	・臥床のままで食べさせなければ食事ができない
ニ 入浴	・自分で入浴でき、洗える	・自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する ・浴槽の出入りに介助を要する	・自分でできないので全て介助しなければならない ・特殊浴槽を使っている ・清拭を行っている
ホ 着脱衣	・自分で着脱ができる	・手を貸せば、着脱できる	・自分でできないので全て介助しなければならない
該当数計			

第２表

程度 行動	重 度	中 度	軽 度
イ 攻撃的行為	・人に暴力をふるう	・乱暴なふるまいを行う	・攻撃的な言動を吐く
ロ 自傷行為	・自殺を図る	・自分の体を傷つける	・自分の衣服を裂く、破く
ハ 火の扱い	・火を常にもてあそぶ	・火の不始末が時々ある	・火の不始末をすることがある
ニ 徘徊	・屋外をあてもなく歩きまわる	・家中をあてもなく歩きまわる	・ときどき部屋内でうろうろする
ホ 不穏興奮	・いつも興奮している	・しばしば興奮し騒ぎたてる	・ときには興奮し騒ぎたてる
ヘ 不潔行為	・糞尿をもてあそぶ	・場所をかまわず放尿・排便をする	・衣服等を汚す
ト 失禁	・常に失禁する	・時々失禁する	・誘導すれば自分でトイレに行く
該当数計			

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- 第１表の事項欄の歩行、排泄、食事、入浴及び着脱衣の５項目のうち、全部介助が１項目以上及び一部介助が２項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められること。
- 第２表の行動欄の攻撃的行為、自傷行為、火の扱い、徘徊、不穏興奮、不潔行為及び失禁の７項目のうちいずれか１項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。
上記のとおり証明する。

証明年月日 年 月 日

証明者所属

証明者職氏名

印

